

地球温暖化対策計画書制度の見直しについて（案）

愛知県環境審議会大気部会

平成 23 年 10 月

## 目次

- 1 はじめに
- 2 本県における温室効果ガスの状況
- 3 本県の計画書制度の概要
- 4 本県の計画書制度の施行状況及び課題
- 5 見直しの方向性
  - (1) 対象範囲の見直し
  - (2) 届出情報の公表規定の見直し
  - (3) 届出方法の見直し
- 6 その他

## 1 はじめに

愛知県における地球温暖化対策については、平成6年に「あいちエコプラン21」を全国に先駆けて策定し、その後、平成12年には「あいちエコプラン2010」、平成17年には現行の「あいち地球温暖化防止戦略」へと改訂し、計画的かつ総合的な取組を推進してきました。

そのような取組の中で、工場等からの排出削減対策については、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）において、事業者による温室効果ガスの削減を促すため、温室効果ガスを多量に排出する一定規模以上の工場等を設置又は管理する者に対し、温室効果ガスの排出抑制のための計画書及び実施状況書の作成・提出を義務付ける「地球温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）」を、平成16年4月1日に施行しています。

この計画書制度は、現在、施行後7年を経過（3年ごとに作成する計画書の期間の2巡目を終了）し、温室効果ガスの削減に一定の役割を果たしてきたところですが、制度の実効性を高め温室効果ガスの更なる削減を図るには、対象事業所範囲の見直しや計画書等の公表規定の強化など制度の見直しを行う必要があります。

また、この間、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）において、平成18年に温室効果ガス排出量の報告制度等が施行されるとともに、平成20年には改正強化されており、この報告制度との整合性も検討する必要があります。さらに、他自治体においても先進的な取組が進展しています。

以上を踏まえ、計画書制度の実効性向上を図るため、その見直しについて検討するものです。

## 2 本県における温室効果ガスの状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

2008年度の県内の温室効果ガスの総排出量は7,839万t-CO<sub>2</sub>であり、京都議定書の基準年度（=1990年度）の総排出量（7,701万t-CO<sub>2</sub>）と比べ1.8%の増加となっています。

ここから2008年度の森林吸収量36万t-CO<sub>2</sub>を差し引いた温室効果ガス排出量は、7,803万t-CO<sub>2</sub>で、基準年度比1.3%の増加となり、現行の「あいち地球温暖化防止戦略」に掲げる「2010年度に基準年度比6%削減」の目標達成は難しい状況です。

なお、2008年度の温室効果ガス排出量を種類別に見ると、燃料の燃焼に伴い発生するCO<sub>2</sub>（以下「エネルギー起源CO<sub>2</sub>」という。）が総排出量の93.2%と大部分を占めています。

表1 県内の温室効果ガス種類別排出量の推移

単位:万 t-CO<sub>2</sub>

種類	1990 基準年度	1995	2000	2005	2006	2007	2008	総排出量に 占める割合 (2008)(%)
CO <sub>2</sub>	7,322	7,796	7,623	8,237	8,241	8,314	7,585	96.8
エネルギー 起源	7,112	7,570	7,397	7,976	7,965	8,034	7,304	93.2
非エネルギー 起源	210	226	225	261	276	280	281	3.6
メタン	37	34	32	30	31	31	30	0.4
一酸化二窒素	76	108	109	130	130	129	116	1.5
代替フロン等3ガ ス	266※	266	168	114	125	137	107	1.4
合計	7,701	8,205	7,933	8,511	8,527	8,611	7,839	100.0
基準年度比	-	+6.5%	+3.0%	+10.5%	+10.7%	+11.8%	+1.8%	-
森林吸収量	0	-	-	-	32	34	36	-
計	7,701	-	-	-	8,495	8,577	7,803	-
基準年度比	-	-	-	-	+10.3%	+11.4%	+1.3%	-

※ 代替フロン等3ガスについては、1995年度のデータ

(2) 部門別のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

県内の温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の部門別構成比を見ると、産業部門が 2008 年度で 54%となっており、全国平均値 (36%) と比べて大きくなっています。

業務部門と家庭部門の構成比はそれぞれ、14%、13%で、全国平均値よりやや小さいものの、排出量は、基準年度比でそれぞれ、プラス 26.0%、プラス 28.2%と大きく増加しています。

表2 県内のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の部門別排出量の推移

単位:万 t-CO<sub>2</sub>

部門	1990 基準年度	1995	2000	2005	2006	2007	2008	構成比 (2008)(%)	2008/1990 増減率(%)
産業	4,290	4,245	4,045	4,393	4,311	4,384	3,909	54	-8.9
業務	839	979	981	1,155	1,221	1,220	1,057	14	+26.0
家庭	732	865	876	952	987	993	938	13	+28.2
運輸	1,104	1,293	1,354	1,264	1,226	1,208	1,183	16	+7.1
エネルギー転換※	148	188	141	212	220	229	218	3	+47.4
合計	7,112	7,570	7,397	7,976	7,965	8,034	7,304	100	+2.7

※ エネルギー転換とは、輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する工程であり、発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などが含まれる。

### 3 本県の計画書制度の概要

計画書制度においては、条例第 73 条で、原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kl 以上の工場等（国・地方公共団体を除く。）に対し、原則 3 か年の地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が、条例第 74 条で、毎年度、計画書に基づく措置の実施状況を記載した地球温暖化対策実施状況書（以下「実施状況書」という。）の作成・提出が義務付けられています。また、条例第 73 条・第 74 条のそれぞれ第 2 項で、事業者による計画書・実施状況書の公表の努力が義務付けられています。

さらに、条例 75 条では、県知事による計画書・実施状況書の未提出者への勧告規定が位置付けられており、この勧告に従わない場合は、条例 102 条によりその旨公表できることとされています。また、条例第 104 条では、知事は事業者から必要な報告を求めることができるものとされています。

なお、名古屋市内については、条例 105 条の規定に基づき、適用除外となっています。

根拠	県民の生活環境の保全等に関する条例第 73 条～第 75 条, 第 104 条
対象	原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kl 以上の工場等 （国・地方公共団体を除く。）
規定	① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出 ② 事業者による計画書等公表の努力義務 ③ 計画書等の未提出者への勧告 ④ 必要な報告の徴取

#### 【参考】 温対法に基づく温室効果ガスの報告制度

根拠 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2～第 21 条の 10  
対象 ① 原油換算エネルギー使用量合計が年間 1,500kl 以上の事業者  
② 従業員数 21 人以上であり、かつ、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの種類ごとに、排出量合計が年間 3,000t-CO<sub>2</sub> 以上の事業者 ほか

※ フランチャイズチェーン事業者を含む。

規定 ① 温室効果ガス排出量等の報告書の作成・提出  
② 国による事業者単位データの公表  
③ 国による事業所(1,500kl 以上)単位データの情報開示

#### 4 本県の計画書制度の施行状況及び課題

2008 年度実績の実施状況書の提出事業所数は、エネルギー転換部門を除き 747 事業所であり、各事業所からの二酸化炭素排出量の合計は約 33 百万 t-CO<sub>2</sub> です。

また、産業部門・業務部門で比較すると、県内（名古屋市内を除く。）の CO<sub>2</sub> 排出量の約 7 割を占めていますが、業務部門における捕捉率の向上が課題となっています。

表3 実施状況書提出事業所の CO<sub>2</sub> 排出量等(2008 年度)

部門	事業所数	二酸化炭素 (t-CO <sub>2</sub> )
産業	667	31,828,975
業務	66	505,656
運輸	11	74,665
廃棄物	3	99,143
合計	747	32,508,439
エネルギー転換	17	37,120,532

※ エネルギー転換部門は他部門からの排出量と重複しているため、合計に含めていません。

表4 計画書制度による 2008 年度県内 CO<sub>2</sub> 排出量の捕捉率(名古屋市を除く。)

部門	エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量	県内 CO <sub>2</sub> 排出量	実施状況書 CO <sub>2</sub> 排出量	捕捉率 (%)
産業	3,576	138	3,714	3183	85.7
業務	683	26	709	51	7.1
合計	4,259	164	4,423	3,234	73.1

※ 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量に県内排出量における割合を乗じて算出しています。

計画書を提出した事業所では、温室効果ガス排出量は、計画期間終了の 3 年後には平均 2.7%削減されており一定の役割を果たしていますが、目標の達成率は約 6 割と低く、取組の一層の推進が課題となっています。

表5 計画期間が終了した事業所の温室効果ガス排出状況等

部門	温室効果ガス排出状況				目標達成状況		
	事業所数	基準年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	目標年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)	達成 件数	未達 成件 数	達成率 (%)
産業	607	30,143,938	29,371,755	-2.6	335	272	55.2
業務	60	491,995	439,279	-10.7	51	9	85.0
運輸	7	64,996	52,563	-19.1	6	1	85.7
廃棄物	3	95,358	102,053	7.0	2	1	66.7
合計	677	30,796,288	29,965,650	-2.7	394	283	58.2

※ 計画期間が2005年度～2007年度、2006年度～2008年度、2007年度～2009年度の事業所における実績の合計です。

計画書等の公表状況については、公表している事業所は約3割と少なく、公表の方法は、ホームページ、環境報告書等、事務所等での閲覧が、同じ程度の割合となっています。

公表していない事業者の理由としては、「公表する作業が大変であるため」、「公表体制がないため」や「機密情報が含まれるため（エネルギー使用量、生産量、売上・利益、操業状況等）」、「会社・グループとして公表しているため」、「温対法と対象範囲や温室効果ガスの算出方法が異なるため」などの意見があります。

表6 計画書等の公表の有無

公表の有無	回答件数	構成比(%)
公表している	189	31
公表していない	417	69
合計	606	100

※ 愛知県環境部アンケート調査（平成23年5月）

表7 計画書等の公表方法

公表方法	回答件数	構成比(%)
ホームページ	79	29
環境報告書等	80	30
事務所等での閲覧	85	31
その他	27	10
合計	271	100

※ 愛知県環境部アンケート調査（平成23年5月）

## 5 見直しの方向性

### (1) 対象範囲の見直し

#### ア エネルギー起源 CO<sub>2</sub>に係る対象者

現行の計画書制度における届出単位は工場等の事業所単位であり、特に業務部門における温室効果ガスの捕捉率が低く、課題となっています。

このため、計画書制度の対象について、温対法との整合性も踏まえて、県内（名古屋市内を除く。）における全ての事業所での原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500kl 以上の事業者（フランチャイズチェーン事業者を含む。）という規模要件とし、捕捉率を向上させ、広く計画書制度を普及することが適当と考えます。また、届出単位を事業所単位から事業者単位とすることで、一つの事業所では温室効果ガス削減対策の立案が難しかった事業者も、その検討が容易になるというメリットも考えられます。

さらに、現在の計画書制度におけるエネルギー使用量の考え方には、自動車等の移動発生源からの排出量も含まれていますが、温対法では対象外とされており、温対法との整合性を踏まえ、事業者負担の軽減の観点から、除外することが適当と考えます。なお、本県は、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域が設定されており、30台以上の自動車を保有する事業者には、自動車使用管理計画書及び実績報告書の提出が義務付けられており、さらには、条例では乗用車換算 200台以上を保有する事業者には低公害車の導入義務が課せられています。これらの制度により、低公害車への計画的な転換が図られていることから、温室効果ガスの計画的削減にも寄与しているものと考えます。

#### 【参考】他自治体の状況

温対法が改正された平成 20 年以降に計画書制度を施行（改正を含む。）した自治体は 21 自治体あり、その内 16 自治体が温対法と同様な事業者単位の制度としています。

#### イ エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスに係る対象者

エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス。以下「その他温室効果ガス」という。）について届出を行う対象者については、現在、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>に係る対象者である原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等としていますが、必ずしもその他温室効果ガスを多量に排出する事業所を捉えることができていません。

このため、その他温室効果ガスに係る対象者については、当該ガスを多量に排出する事業所を対象とすることが適当であり、温対法との整合性も踏まえて、従業員数 21 人以上であり、かつ、県内（名古屋市内を除く。）における全ての事業所でのガスごとの排出量の合計がガスごとに年間 3,000t-CO<sub>2</sub>



以上の事業者（フランチャイズチェーン事業者を含む。）を対象とすることが適当と考えます。

#### ウ 国・地方公共団体の扱い

国・地方公共団体については、現在の制度では対象から除外されていますが、一定程度の温室効果ガスを排出する主に業務部門の事業者であることから、温対法との整合性も踏まえ、対象とすることが適当と考えます。

### （２） 届出情報の公表規定の見直し

温室効果ガスに係る届出情報を公表することは、事業者自らの状況を他事業者との対比により把握し対策の見直しにつなげることを可能とするとともに、県民全体の排出抑制に向けた気運の醸成、理解の増進につながるものと考えます。

しかしながら、現行制度下における公表状況については、事業者によりまちまちであり、他事業者や県民が利用しやすいものとなっていません。

従って、事業者による公表努力規定に加えて、県による公表規定を設けることが適当と考えます。計画書等の公表にあたっては、個人情報や経営に重大な影響を与える情報を除き温室効果ガス排出量に係る届出情報の公表方法を検討していくことで、届出情報の有効活用を図り、事業者の地球温暖化対策を促進するものと考えます。

また、具体的対策や先進事例等が参考になるとの事業者からの意見が多いため、そのような意見を踏まえつつ、届出情報の集計・整理等、情報の見せ方を工夫していく必要があると考えます。

#### 【参考】他自治体の状況

計画書制度を有する 37 自治体のうち、28 自治体が自治体による公表規定を有しています。

### （３） 届出方法の見直し

現在、計画書・実施状況書については様式が規定されておらず、県におけるデータの集計・分析や、これら有用な情報に関する県民・事業者への提供において支障が生じています。また、事業者負担の軽減の観点からは、温対法や省エネ法の届出内容との整合をできる限り図ることが求められています。

従って、計画書等の届出様式について、温対法やエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の様式との整合性を検討しつつ、規定することが適当と考えます。

また、昨今の I T 環境の普及状況を受け、電子届出を採用することにより、事業者負担を軽減することが可能と考えられます。

## 6 その他

現在、県では、事業者からの省エネ相談に関する専門家の派遣、企業内で省エネの推進に関わる人材の育成、業界団体と連携した取組の推進、地球温暖化対策や省エネ対策に関する手引書による取組の促進等、事業者による地球温暖化対策を促すための技術的な支援等を行っています。

事業者は、具体的事例や先進的事例に関する情報を求めていると考えられることから、計画書制度の充実とともに、技術的な支援等を強化・継続していくことが、事業者における地球温暖化対策を円滑に推進する上で重要な役割を担うと考えます。